

		「行革推進法」(H18.6.2施行)、「政策金融改革に係る制度設計」(H18.6.27政策金融改革推進本部決定)	地方案	現段階における総務省の基本的考え方 「行革推進法」、「政策金融に係る制度設計」に沿って地方案を基本として検討し、設計。
組織形態		「地方公共団体は、共同して資金調達のための新組織を自ら設立する。」	地方共同法人	
出資		「その際、国は、新たな出資・保証及びヒト・モノ・カネの全ての面における関与を行わない。」	地方(全地方公共団体出資)	地方共同法人とする方向で検討
組織構成・ガバナンス	意思決定等	「新しい仕組みについては、地方分権も踏まえ、国が担ってきた仕組みから、地方が主体的に担う仕組みに移行させることを基本とする。」 「その際、国は、新たな出資・保証及びヒト・モノ・カネの全ての面における関与を行わない。」	代表者委員会が最高意思決定機関 (委員については、地方三団体が選任) <以下、委員・役員等の選任・任命に国は関与せず>	委員・役員等の選任・任命に国は関与しない方向で検討
	役員・監査等		理事長は代表者委員会が選任。理事は代表者委員会の承認を得て、理事長が選任。 監事を置く(代表者委員会が選任) 会計監査人(公認会計士、監査法人)の設置 (代表者委員会が選任)	
	外部有識者		外部有識者からなる経営規律委員会の設置	
業務内容		「同組織は、個々の地方公共団体の資金調達の環境整備を行うとともに、必要に応じて債券発行により資金調達を行い、個々の地方公共団体に貸付を行う。」 「財政力の弱い地方公共団体の資金調達に係るセーフティネットを構築する。」	地方公共団体に対し、長期・低利の資金を供給 貸付対象:全地方公共団体 対象事業:地方公共団体のニーズを踏まえ新法人が決定 地方公共団体の資金調達の環境整備について検討 資金調達力の弱い地方公共団体の資金調達に配慮	地方公共団体に対し、長期・低利の資金を供給することとし、次の方向で検討 貸付対象:全地方公共団体 対象事業:新法人の財務基盤、地方のニーズ等を考慮し、現状を踏まえつつ検討 地方公共団体の資金調達の環境整備について検討 資金調達力の弱い地方公共団体の資金調達に配慮する方向で検討
引当金		「公営企業金融公庫が保有する既往の資産・負債は、デューデリジェンスに基づき適切に同組織に移管・管理する。」 「現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価し、新政策金融機関その他現行政策金融機関の業務を承継する機関が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産で政府の出資に係るものについては、これを国庫に帰属させること。」	現行の引当金等の全額を承継	デューデリジェンスに基づき、新法人における業務の円滑な遂行に必要な額を承継する方向で検討。 具体的には関係省庁と協議(別紙)
国の関与		「その際、国は、新たな出資・保証及びヒト・モノ・カネの全ての面における関与を行わない。」	法制度の整備に伴う必要最小限のものに限定	適法性のチェックのみに限定する方向で検討 (例) 設立及び定款の認可(適法性のチェック) 報告徴収、立入検査(適法性のチェック) 違法行為の是正要求
政府保証		「既往の地方公共団体向け貸付債権に係る債券(借換債)について、所要の経過措置を講ずる。」	新たな政府保証はなし。但し所要の経過措置(地方が保証することができるよう、法的手当)	新たな政府保証はないこととするが、所要の経過措置について検討 (地方が保証することができるよう、法的手当を検討)
税制上の措置			法人税等非課税	法人税等非課税とする方向で税制改正要望中

引当金について

行革推進法第13条においては、「現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価し、新政策金融機関その他現行政策金融機関の業務を承継する機関が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産で政府の出資に係るものについては、これを国庫に帰属させ」、必要であると認められる資産については承継させることとされている。

今後、新組織のあり方や資産・負債の評価などについては、具体的に関係省庁と協議する。

また、現公庫は、金利低下局面では引当金を積立て、金利上昇局面では引当金を取り崩すことにより、経営の健全性を確保する仕組みとなっており、今後の金利上昇が予想される中で、新旧勘定を分離・遮断すると、将来の金利上昇リスクに対応できないものとなり、将来にわたり業務を円滑に遂行することが困難となることが考えられる。

仮に、勘定分離とすると、地方団体の効率的な資金調達が阻害され、社会資本整備のコスト増をきたし、税負担や公共料金が増大し、ひいては地方財政全体の負担や国民負担の増をもたらす恐れがある。

このような事態に陥らないため、規律と責任あるガバナンスを確立する中で、資産・債務を一体として適切に管理する。